岡山県手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に

応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例

全ての人が個性と人権を尊重され、相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことができる地域社会の実現は、私たちの願いである。

手話は、音声言語と異なる語彙及び文法体系を有し、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情等に置き換えて視覚的に表現される言語である。ろう者は音声言語の代わりに、手話で情報を取得し、意思表示し、及び他者との意思疎通を行っている。

言語は人の意志、思想、感情等の情報を表現又は伝達し、受け入れ、理解するために必要不可欠なものであり、手話を必要としている人たちが手話を習得し使用できる環境を整備することは極めて重要である。しかしながら、我が国においては、ろう教育において読唇と発声訓練を中心とする口話法が中心になり、手話の使用が禁止され、ろう者の学ぶ権利や尊厳が深く傷つけられた歴史がある。

　平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、我が国でも、平成23年に障害者基本法が改正され、「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため」の基本原則の一つとして、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と定められたところである。また、平成28年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においても、社会の中にあるバリアを取り除くための合理的配慮に関する規定が設けられたところである。さらに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が令和４年に議員発議により成立、施行されるなど、聴覚障害における手話や要約筆記、視覚障害における点字や音訳のような障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進の重要性はますます高まっている。

本県では、平成12年に岡山県福祉のまちづくり条例を制定し、障害者等が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるようにコミュニケーションの手段の確保を図るよう様々な取り組みを進めてきたが、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に意思を伝え、理解し、尊重し合うことができる地域社会を実現するためには、県民一人ひとりが手話言語の普及及び聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に対する理解を一層深めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし支え合う共生社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識に立って、手話言語を普及し、また、聴覚障害、視覚障害その他の障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできる共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　手話言語の普及　手話が言語の一つであることを普及することをいう。

二　障害のある人　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。以下同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

三　ろう者　障害のある人のうち、聴覚の機能の障害がある者であって、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

四　盲ろう者　障害のある人のうち、視覚と聴覚の機能の両方に障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

五　手話・点字等　手話、要約筆記、手書き文字、触手話、指点字、筆談、補聴器具の使用、点字、音訳、代読、代筆、平易な言葉、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置の使用その他の障害のある人が他者との意思疎通を図るための手段をいう。

六　手話通訳者・点訳奉仕員等　手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助、点訳、音訳等を行う者その他の障害のある人と他者との意思疎通を支援する者をいう。

（基本理念）

第３条　手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進は、障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人として重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を尊重することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行われること。

二　全ての障害のある人に係る社会的障壁の除去は、その実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、その障害の特性に応じた意思疎通手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（県の責務）

第４条　県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

２　県は、障害のある人及び手話通訳者・点訳奉仕員等の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

３　県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策の推進に当たっては、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第５条　県民は、基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する県の施策に協力するとともに、手話・点字等に対する理解を深めるよう努めるものとする。

２　障害のある人は、基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する県の施策に協力するとともに、県民の理解の促進及びその普及に努めるものとする。

３　手話通訳者・点訳奉仕員等は、基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する県の施策に協力するとともに、手話・点字等の技術の向上及び支援並びにその普及に努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する県の施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の策定及び推進）

第７条　県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第２項に規定する都道府県障害者計画において、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する基本的施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するとともに、障害のある人及び手話通訳者・点訳奉仕員等と連携して施策を推進するための体制を整備するものとする。

２　県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、岡山県障害者施策推進審議会条例（昭和46年岡山県条例第50号）第１条に規定する岡山県障害者施策推進審議会の意見を聴くものとする。

（啓発及び手話を学ぶ機会の確保）

第８条　県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関して、県民が理解を深めることができるよう啓発に努めるものとする。

２　県は、市町村並びにろう者及び手話に関わる活動を行う個人及び団体と協力し、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

３　県は、その職員がこの条例の目的及び基本理念を理解し、手話を学習する取り組みを推進するよう努めるものとする。

（情報の発信等）

第９条　県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話・点字等を用いた情報の発信に努めるとともに、情報の発信に当たっては、インターネットの利用及び情報通信技術の活用に配慮するものとする。

２　県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者（次条第２項において「手話通訳者等」という。）の派遣並びに障害のある人やその家族等からの相談に応じる拠点の支援を行うことにより、円滑な意思疎通のための環境を整備するよう努めるものとする。

３　県は、災害その他の非常の事態において、障害のある人がその障害の特性に応じた意思疎通手段により、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得し、円滑に他者との意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（人材の確保、養成等）

第10条　県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話通訳者・点訳奉仕員等及びその指導者の確保、養成及び手話・点字等の技術の向上を図るものとする。

２　県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話通訳者等の派遣を必要とする人が、その支援を適切に受けることができる体制を確保するよう努めるものとする。

（学校における手話・点字等の利用促進）

第11条　障害のある幼児、児童又は生徒（以下「障害のある児童生徒等」という。）が通園し、又は通学する学校の設置者は、障害のある児童生徒等が手話・点字等を用いて各教科等を学習することができるよう環境の整備に努めるとともに、当該学校の教職員の手話・点字等に関する知識及び技能を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　障害のある児童生徒等が通園し、又は通学する学校の設置者は、障害のある児童生徒等及びその保護者等に対し、手話・点字等に関する学習の機会の提供並びに手話・点字等に関する教育に係る相談、支援等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　県は、学校教育において、基本理念及び手話・点字等に対する理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査研究）

第12条　県は、障害のある人及び手話通訳者・点訳奉仕員等が手話・点字等の発展に資するために行う調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

（財政上の措置）

第13条　県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。